

師範学校から依頼をうけて作曲したものであった。平出久雄の『保育唱歌』「覚え書」(『東亞音楽論叢』田邊先生遺曆紀念、昭和十八年)中に記されている保育唱歌の墨譜の序文をみると、その事情が明らかである。

明治十年十一月ヲ起源トシテ漸次撰成スル此詞曲ハ、東京女子師範学校幼稚園保育詞謳ノ譜ヲ同校攝理中村正直ヨリ式部寮ニ請ヒ、寮ヨリ雅楽課ニ下附セラレ、伶人ヲシテ墨譜ヲ撰定シ、寮頭ノ調査ヲ經由シテ、之ヲ該校保母ニ教授シ、生徒ヲシテ謳ハシム所ナリ。詞ハ該校ニ於テ西洋原謳ノ意味ヲ譯シ、或ハ日本ノ古歌ヲ撰拔シテ之ヲ用ユ。(以下略)

この序文につづいて伴奏楽器の指示がある。

唱謳ノ哥ハ笏拍子ニ節ヲ拍チ、琴ニ聲ヲ應和シテ謳フ。遊戯ノ歌ハ笏拍子ヲ拍チ、節ヲ左右ノ歩ニ踏ミテ謳フ

田邊尚雄氏は著書『日本音楽講話』(改訂版、大正十五年)で、初めは笏拍子を打ち、伴奏に笙、篳篥、笛、琵琶、箏を用いて全く平安朝式であったが、後には純学校用としてオルガン伴奏のみにしてしまったと記述している。これらの唱歌のいくつかは音楽取調掛の『小學唱歌集』や『幼稚園唱歌集』に取り入れられた。保育唱歌は平安朝の声乐と西洋の唱歌との融和を計って作られたはじめての教育用唱歌であった。それは音楽取調掛の唱歌作成に先行する事業としてわが国の洋楽史上重要な存在なのである。

(1) 『式部寮伶人の欧州楽伝習』『雅楽界』第五九号、一一六～一一九頁。
(2) 右に同じ。

音楽取調掛で教鞭をとった伶人の履歴書(要約)

芝(藤原朝臣)葛鎮(しばふじつね) 東京府士族、旧楽人、従五位下左近衛将監兼大隅守

嘉永二年(一八四九)正月二十八日生。麻布区山元町四拾六番地。

明治二年(一八六七)七月二十七日百官受領被廢に付各位階を称す。但上

下の称自四位に至迄被廢。

同三年(一八六八)十一月十九日自今舊官人元諸大夫侍并元中大夫等位階

総て被廢。十一月二十四日御用に付東上申し付けられる。十一月二十七日

日任少伶人。

同四年(一八七一)六月六日叙従九位。八月十二日雅楽長助權助被廢更に

式部寮へ合併被仰付。八月二十三日任中伶人。

同六年(一八七三)六月二十三日家督願之通聞き届けられる。

同七年(一八七四)三月十日神武天皇御例祭参向并京都雅楽課御用に付出張

張申し付けられる。十二月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。

同八年(一八七五)七月二十三日東京府士族附替願之通聞き届けられる。

同十年(一八七七)九月二十八日除服出仕申し付けられる。式部寮中大伶

人以下被廢更に一等伶人以下被置。十一月一日任二等伶人。

同十一年(一八七八)四月四日佛國博覽會出品樂譜書寫申し付けられる。

七月二日佛國博覽會出品樂器整理方一層勲勵に付賞與金七円下賜。八月

二十九日一等伶人以下被廢更に一等伶人以下被置。同日任一等伶人。九

月二日神宮神嘗祭参向申し付けられる。

同十二年(一八七九)三月十九日洋琴傳習申し付けられる。

同十三年(一八八〇)十月十二日文部省御用掛兼務申し付けられる。音楽

取調掛可相勤為手當一ヶ月金拾五円附与。

同十四年(一八八一)一月二十日内國勸業博覽會審査官申し付けられる。

九月二日内國勸業博覽會審査勲勵に付為其賞銅牌壹個授與。同日内國勸

業博覽會審査勲勵に付為慰勞金拾五円給與。九月十四日今後一ヶ月金貳

拾五円給與。九月十五日監事兼取調掛申し付けられる。調絃法の授業を

担当。

明治十五年（一八八二）九月十三日 職務勉勵に付為手當金拾圓給與。

この間明治十三年六月、東儀季熙、東儀季芳、林廣守らとともに海軍省の依頼により〈君が代〉の新譜作曲に努力し、芝葛鎮、中村祐庸（海軍楽長）、四元義豊（陸軍楽長）らがエッケルトを顧問として撰定委員となり、国歌制定に功績を残した。音楽取調掛には、明治二十年二月まで在職した。その後は楽部の伶人として雅楽の研究・演奏に従事した。

大正六年七月楽部を依願退職、翌七年二月十九日没。

唱歌作品（『東亞音楽論叢』一―三頁）

祝日大祭日歌 元始祭、明治二十五年頃作曲。神武天皇祭歌壹越律旋雅樂唱歌、伊澤修二編『小學唱歌集』二卷、二十五年出版所載。須磨明石平調律旋雅樂唱歌、同三卷、二十六年出版。〈大和撫子〉取調掛編纂『小學唱歌集』初編、十四年出版、メーソン賞賛の唱歌でアメリカの雑誌に登載された。〈五常の歌〉同。〈鏡なす〉同。〈繼命〉本居宣長作詞、三十年。〈秋の夕〉作歌不詳、三十年。〈護國の音楽〉芝・永井建子共作、二十七年。〈鳥の歌〉大和田建樹作詞『明治唱歌』第一集、二十一年。〈若竹若松〉大和田けい子作詞、同。山里（「いさり火」より）同第四集、二十二年。〈古きあと〉大和田建樹作詞、同。〈國の姿〉物集高見作歌詞『唱歌萃錦』第一、二十二年。五月二十八日（地久節の歌）『國民唱歌』二十四年七月。〈皇御國〉『大東軍歌』その他。

上眞行（うえさねみち） 東京府士族

嘉永四年（一八五二）七月二日山城國愛宕郡塔之段北横町に於て生。

文久元年（一八六一）より慶應四年（一八六八）まで樂道練磨の暇を以て

平瀬元淳江馬天江橋本眞齊等に就き漢字詩文を講究す。

慶應四年（一八六八）一月四日内侍所勤番被仰付。同月二十八日太政官代勤番被仰付。

勤番被仰付。

明治二年（一八六九）二月十七日太政官代勤番被免。同日太政官代勤番褒

美として金円下賜。

同三年（一八七〇）十二月二十七日伶員申し付けられる。

同四年（一八七一）十一月二十七日任少伶人。

同七年（一八七四）十二月十四日東上申し付けられる。一月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。

同八年（一八七五）四月八日任權中伶人。

同九年（一八七六）二月二日記録課出仕被命。三月十九日記録課出仕依願被免。

同十年（一八七七）十月三十一日式部寮中大伶人以下被廢更に一等伶人以下被置。十一月一日任三等伶人。

同十一年（一八七八）七月二日佛國博覽会出品樂器整理方一層勉勵に付金円下賜。八月二十九日一等伶人以下被廢更に三等伶人以下被置。同日任三等伶人。

同十四年（一八八一）二月十日文部省御用掛兼勤申し付けられる。オーケストラ、内外の音律研究、和声の研究、唱歌の選曲。同日音楽取調掛勤務申し付けられる手當として一ヶ月金拾圓給與。

同十五年（一八八二）二月二十五日除服出仕。九月十三日職務勉勵に付為手當金七円給與。

同十六年（一八八三）三月十九日自今一ヶ月金拾五円給與。

同十七年（一八八四）九月二十日教員申し付けられる。唱歌ピアノの授業を担当。十月二十九日樂道保護の為め毎年金八拾五円下賜。十一月十四日任雅樂師。同日十二等相當年俸金貳百四拾円支給。十二月二十六日文部省御用掛兼勤申し付けられる、但手當として一ヶ月金拾五円給與。同日音楽取調掛勤務申し付けられる。

同十九年（一八八六）一月二十一日文部省御用掛兼勤差免。同日音楽取調掛教授方嘱託月手當拾五円交付。三月九日兼高等女學校教授方嘱託。三月十八日第二回中學校師範學校教員免許學力試験委員を命ぜられる。五月三十一日第二回中學校師範學校教員學力試験委員命に付府為其報酬花生一個贈與。

同二十年（一八八七）三月二十二日神武天皇御例祭に付參向申し付けられる。三月二十四日明治二十年尋常師範學校中學校高等女學校教員學力試